

平成31年あきる野市農業委員会 3月総会議事録

平成31年3月25日（月）午後1時30分、平成31年あきる野市農業委員会3月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、金子公晃

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成31年あきる野市農業委員会3月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。陽気が良くなってきて、いろいろ仕事を始めたりしているのですが、やはり急に寒くなったり、作物を始め、人間にもちょっと影響がきて、私も多少、花粉症が昔からありまして、花粉が終わったなと思ったら、またすごい花粉が出てきたりで、なかなか仕事に差し支えて、今、ノラボウなんか地元五日市は自分中心で取っているんですけども、ノラボウを取りますと、花粉が随分付いているんですね。ノラボウの畑に行くと調子が悪くなっちゃって・・・売れないのが一番の原因なんですけど、ノラボウの畑に行きたくないということがありまして、雨でも降って早く花粉が流れちゃったらいいなと思っています。皆さんもいろいろ温度の管理など大変でしょうけれども、畑を頑張っていただきたいと思います。また、今日はお忙しいところ貴重な時間をいただきまして、審議がスムーズに進みますようお願いいたします、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告をいたします。3月7日に立川グランドホテルで開催された農業委員会会長情報連絡自主研修会に参加しました。また、3月19日に中野サンプラザで開催されました第124回通常総会に事務局長が参加いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は橋本和夫委員と小田川委員となります。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。全員の出席となりますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受164を、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成31年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受164 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて収受164、初めに譲受人について、担当の栗原晋二委員、説明願います。

(栗原晋二委員) はい。説明いたします。この〇〇〇さんは五日市の駅前に東京新聞、それから、西秋留でやはり新聞屋さんをやっているんですけど、畑の方をこれだけ持っていて、昼間は新聞屋さんをやっているんですけど、前はお父さんとよく畑をやっていました。今の状態を見ると、茶畑、ワラビ畑、最近ブルーベリー、それから山梨の方で桃はどうかと桃を植えたり、昔

からの畑ではないような事を一生懸命やっています。畑も広いので、一生懸命やっているのが現状です。よろしくお願いします。

(議長) 続きまして、土地の現況について、担当の田中英雄委員、説明願います。

(田中英雄委員) では、ご報告させていただきます。去る19日に事務局と栗原委員と私で、4名で現地を調査いたしました。すでに現地は整理されておりまして、きれいに土が盛られていて、即、畑になるような状態でした。特に問題はない、譲渡に関して問題はないと思っております。以上です。

(栗原晋二委員) ちょっと補足ですけれども、7ページの地図のこの畑の隣に△△さんという家があると思うのですが、この人は〇〇〇さんの弟さんで、この人も軍道の畑には良く来ているし、青木平の実家の方の畑もよくやっています。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原晋二委員、田中英雄委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ありますか？

(小川委員) ブルーベリーだとかワラビだとか、そういうのをやっているという状態なので、この所はそういうものをやるのですか？それとも耕作する予定なんですか？

(栗原晋二委員) この△△さんは、もし許可がいただけるのなら普通の畑で、ジャガイモが遅いけどすぐ植えたいと、そんなようなことを、この間言っていました。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(谷澤職務代理) 譲受人は〇〇さんで、弟の△△さんがこの案件の所をやるという形でいいですか？それ以外の〇〇さんの持っている部分も、この弟さんが管理しているという？

(栗原晋二委員) 兄弟で一緒にやっているみたいです。

(谷澤職務代理) それから、譲渡人の方の、他の自宅周りの畑が草がいっぱいになっているということなんですけど、ここの案件の所はすぐ作付けできるような形にして、所有権移転をするのですか？

(事務局) もうすでに作付けできる状態にはなっています・・・

(谷澤職務代理) 元々？

(事務局) 元々はかなり荒れていたみたいですが・・・

(谷澤職務代理) それは誰が管理していたのですか？

(栗原晋二委員) 〇〇〇さんがブルドーザーを持っていたり、耕運機を持っていたり、軍道から運んで、それで△△さんと兄弟で畑を耕したみたいです。

(谷澤職務代理) 自分のものにするから、自分でやったということなんですね。

(栗原晋二委員) ええ。土は誰が入れたかですが・・・盛土があるものですから、本当は少し土手があったりするんですけど、あまりギリギリはしないで整地したと言っていました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、収受164について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして第2号議案、番号1について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成31年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。3月19日に、兵頭委員と事務局の野口さんと3人で現地を確認してまいりました。地図は8ページをご覧ください。●●の駅の●●の場所になるんですけども、●●通り沿いのガソリンスタンドの●側の、北と南に位置している住宅地の中の農地です。○○○番は果樹が植わってまして、△△△-△の温室は花の苗が入っていました。道の南側にある□□□-□は野菜苗、▲▲▲-▲、■ ■ ■-■はハウスが一部ありまして、コマツナ等の野菜が生産されておりました。○○○○さんは以前は市場に出荷していたんですけども、今はスーパーの方に直におろしているそうです。息子の○○△くんがファーマーズセンターの会員になってまして、花の苗や野菜の苗を出荷してまして、特に何の問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号2について、担当の兵頭委員、説明願います。

(兵頭委員) はい。3月19日に、堀江委員と事務局の野口さんと確認してまいりました。地図は9ページ、10ページになります。まず9ページですが、こちらが秋川分で、●●街道から少し●側に入った所になりますが、梅と栗が植樹されておりまして、放ったらかしではないと思うのは、新しく捕植された跡がありましたので、一応管理されているということが分かりました。それから、秋留分が10ページですが、こちらは、●●●●店の●側、五日市線の線路の少し●側でございます。畑の北の方の一部にブルーリーが植わっていて、それから下は野菜用に耕耘されておりました。したがって、こちらは一応管理はされておるといことです。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と兵頭委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号3について、担当の兵頭委員、説明願います。

(兵頭委員) はい。地図は11ページをご覧ください。●●街道沿い、●●●●●●の●側です。ここの畑は北側にダイコンが残っておりましたが、それ以外はきれいに耕耘されておりました。道沿いなので、よく見える所なのですが、きちんとやっているということが確認できましたので、ご審議のほど、よろしくお願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と兵頭委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいいただければと思います。

(第2号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号4の小川分について、担当の田中正治委員、説明願います。

(田中正治委員) はい。それでは番号4について、ご報告いたします。現地調査につきましては、3月19日に事務局の野口さん、金子さんと行ってまいりました。場所としましては、地図の12ページをご覧ください。●●の交差点を●●●に向かいまして、●●の交差点を超えて、●●の前の●●●橋、これの手前を●に曲がった所が、この●●●●●通りでございます。これをずっと行きますと、もう〇〇〇さんの自宅が見えてまいりまして、その前にある2筆、〇〇〇番、△△△番。△△△番は田んぼですので、すでに収穫が終わりまして、耕作がなされた状態です。〇〇〇番につきましてはハウスが3棟ございまして、2棟が現在トウモロコシが植えてあります。従来ここはトマトをやっておりましたが、〇〇〇さん自体、●●歳というご高齢で、大変きついということで、今年からトウモロコシに変えて、中にもうかなり芽が出てまして、早期出荷が見込まれる状態です。あとの1棟は現在シュンギク、コマツナがもうそろそろ取り終える状態で、もう間もなく終えるというところです。トウモロコシが終わった後は、しばらく様

子を見るということですが、シュンギク、コマツナが終わりましたら、そこには今度トマトをやってみたいというような意向でございます。つぎの□□□番につきましては、ここも田んぼで、現在これも耕作が終わって、収穫が終わって耕耘された状態です。▲▲▲-▲、■ ■ ■ に つ き ま し て は、ちょっと狭い道を坂を上がりました所で、栗林になっておりまして、若干草がありますけれども、ほとんどがきれいな状態で肥培管理されておりました。以上でございます。よろしくお願ひします。

(議長) 続いて、番号4の南飯坂分を担当の堀江委員、説明願ひます。

(堀江委員) はい。同じく3月19日に、兵頭委員と事務局の野口さんと3名で現地確認に行つてまいりました。地図は13ページになります。●●●●●●の交差点の1つ手前を●へ●●●メートルほど行った、高压線の真下に位置する細長い畑です。南側の方にはマルチが敷いてあり、タマネギの苗が植えてあり、また北側の方はハクサイの出荷の残りとして、一部にサトイモの親が加植してあるようになっていまして、問題なくきれいに管理されていまして、以上です。

(議長) 同じく、番号4の北飯坂分を担当の唐澤委員、説明願ひます。

(唐澤委員) はい。同じく3月19日に私、単独で見つてまいりました。地図は同じく13ページになります。●●●●●●の第●駐車場の、●●●街道を挟んで向かい側の●になります。畑の方は半分ハウレンソウの収穫が終わって、半分はノラボウが作付けされておりました、まめに収穫されている様子でした。以上です。

(議長) はい。ありがとうございました。ただいま、事務局と田中正治委員、堀江委員、唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか? ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局より説明願ひます。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書4ページをご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり自ら農地として使用していることを確認する。平成31年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして番号1の五日市分について、担当の宮崎委員、説明願ひます。

(宮崎委員) はい。現地へは3月19日に、事務局の方と一緒に見てまいりました。地図は14ページになります。○○○番、△△△番については、周りがネットで囲まれた果樹の畑になっておりまして、種類については詳しく分からないのですが、ブルーベリーが植わっているようでありました。□□□-□、▲▲▲-▲につきましては、ここもネットで覆われて果樹が植えてありまして、ここはリンゴが植えてあるようでありました。あわせて、ニワトリが放置されておりました。◇◇◇番、ここは全面的に耕耘がされておりました、草もなく、作付けを待つて

いるというような状況でありました。あとの●筆ですが、こちらは自宅の前になりますけれども、道沿いの所に一部前作の残りがありましたが、圃場の大きな部分はタマネギが全面的に植えられてありまして、育っている状況です。私がこの納税猶予で清水さんの所を見ていた限りでは、今までは割と家庭菜園的な細かい柵で作ってあるような感じだったのですが、人が変わったのかと思うくらい畑っぽくなって、きれいにされております。以上です。

(議長) はい。続きまして、番号1の入野分につきまして、担当の栗原剛委員、説明願います。

(栗原剛委員) はい。私は事務局とちょっと都合が合いませんでしたので、22日の日に1人で確認してまいりました。地図は14ページの右上の方、○○○-○です。場所的には右下に●●●●●●駅がありますけれども、駅の裏の一段上がった所になります。この場所なんですけど、左手に道があるのですが、この道からかなり谷になっておりまして、かなりの斜面になっております。この○○○-○も斜面の途中にあって、ちょうど真ん中辺りで2段組のような形になっておりまして、上の方の半分の一団は耕耘がされていまして、これからすぐまた何か植え付けられるような状況になっていました。下半分の一団は細かく分かれておりまして、タマネギ、おそらくスナックエンドウだと思われるエンドウマメ系の物、ノラボウ、あと、ハクサイの残渣ですかね、そういった形の物が植え付けてありましたので、畑としては問題なく使用されていたと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員、栗原剛委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 教えていただきたいのですが、五日市は20年・・・？他の所は3年ですよ？

(事務局次長) 秋川は終生で、五日市だけ20年という形で・・・

(小川委員) 確認するのは？五日市は20年全然見ないで？

(事務局次長) すべて納税猶予は3年ごとに見るのですが、最後の年だけはもう一度再確認で・・・

(小川委員) 見てるけど、最後の年は議案としてこうして出すということ？

(事務局次長) そうです。

(事務局) これは税務署の方から、最後なので、最終確認の依頼が来たものになります。

(小川委員) では、見に行くのは毎回見て、我々も見て・・・

(事務局) そうですね。税務署から3年ごとの確認も来ていますし、農業委員会でも毎年見ていますし、それで税務署から最終確認の調査依頼が来て、これが通れば猶予が終わるという手続きに入っていく形になると思います。

(小川委員) 分かりました。

(小田川委員) この土地は、20年で最後だということなんですけど、特定市街化区域以外の市街化区域で、旧五日市だから該当しているのですか？

(事務局) こちらの土地は、生産緑地となっています。市街化区域内には、生産緑地と宅地化農地の2種類がありますが、旧五日市では、どちらの農地にも納税猶予がかけられます。この農地は、納税猶予は終わりますが、生産緑地としては適用より30年間になりますので、まだ継続しています。

(小田川委員) こういう土地というのは、結構あるのですか？

(事務局) 五日市の方はそうですね。逆に宅地化農地で猶予をかけているところは五日市でもほぼないと思います。皆さんやっぱり生産緑地をかけた上で、猶予をかけているところがほとんどですね。

(小田川委員) それが20年という？

(事務局) この案件は生産緑地とは関係なくて、相続税の納税猶予地が20年で終わるので、農業委員会で確認してくださいという依頼があったもので、生産緑地は生産緑地で別の制度であります。ただ、生産緑地と納税猶予を一緒にかけている方もいらっしゃいます。

(議長) 特定市っていうので、平成3年の時に該当する市の場合で、五日市は該当してないので、特定市以外でいいんです。

(小田川委員) 要件というのが3つしかなかったもので、それで特定市街化区域ってどこだ？と思ひまして・・・

(事務局) 秋川になりますね。

(小田川委員) はい。すみません。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1については、自ら農地として利用している事を確認する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として利用している旨、回答いたします。続きまして第4号議案、番号1について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、5ページをご覧くださいと思います。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成31年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて番号1について、担当の橋本喜久司委員、説明お願いいたします。

(橋本喜久司委員) はい。説明いたします。3月19日に事務局の野口さんと金子さんと現地に行つてまいりました。地図は15ページになります。場所は●●●街道沿いです。今はお店を閉じていますが、皆さん●●●はご存知かと思いますが、その●●●の●隣になります。この案件はすごく複雑で、とりあえず私が証明できるのは、10年前に農地として使われてきたかどうかということで、現地調査の結果、今は地目が山林になっていますが、本当に山林になっています。栗の木も植わっています。おそらく10年前にはちゃんと栗畑だったんじゃないかなと推測されます。それで当時の農業委員の□□さんも、確かにこの人はやっていたと言っています。10年くらい前までは福生に市場がありまして、市場に行くと、伝票がカウンターの所に置いてあって、自分の値段がいくらとか見ることができるんですけども、私がそれを見ていたら、○○○さんの名前があったのを記憶しています。ですから10年前は確かに農業をしておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、6ページをご覧くださいと思います。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成31年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。3月18日に現地調査に行っておりまして。地図は16ページをご覧ください。●●●の目の前でございます。現況としましては、よく耕耘されていまして、いつでも作付けできるような状態であります。借りる〇〇さんなんです。営農計画に基づいてどんどん面積を増やしているという状況だそうです。ファーマーズの会員でもありますし、何ら問題はないかなと思います。どうぞよろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) 今、トータルでどれくらいになっていますか？

(事務局) およそ●●歩程度です。

(嶋崎委員) ●●歩？結構な量ですね。

(谷澤職務代理) あの、農業委員会はどこまで指導できるのですか？

(嶋崎委員) そうそうそう。

(事務局) 指導と言うと・・・？

(嶋崎委員) 放っておけばどんどん借りて、あちこちに・・・

(谷澤職務代理) ちょっと、あんまり上手く行ってないのかな？と思う部分も、見ててある・・・。

(事務局次長) 畑が肥培管理とかできてない？

(谷澤職務代理) 肥培管理と言うよりも、全体的に・・・根本的なことから。

(田中正治委員) あの、トラブルは起こらないのですか？今まで借りているところは？

(事務局) 〇〇さんですか？特にはないです。

(田中正治委員) ないのですか？

(事務局次長) 草もないですし。

(田中正治委員) 今まで借りている人とも？うまくいっているということ？

(事務局) そうですね。

(谷澤職務代理) 多分、手がね、あんまりないはずなんだけど、種類を多く作っちゃってるから、また手が回らなくなっちゃってるのかな、っていうのもあるし。見ててね。私が感じているだけかも知れないですけど。

(事務局) ご本人様が言うには、ちょっと調整の方を広げて、生産緑地も持っているんですけど、そちらは相続の際に全て解除して、調整の方にシフトしていきたいという風に考えていらっしゃるようで、少し広げてきているという話は、こちらでは聞いてはおります。

(嶋崎委員) あの、●●●●の方の畑も去年の秋にうなったっきりなんだよね。これからバンバン草が生えるからね。

(事務局) 一応、今年はトウモロコシか何かをやるような話はしていましたので。その辺うまく、計画的には回していくとは言っていましたけれども。

(田中正治委員) 草を退治するだけで終わっちゃうんじゃないですか？1年が・・・私なんか、今持っている分から●●歩を想像した時、とてもじゃないけど絶対できないですね。何人いても、一緒にやってもできない。

(事務局長) 親はやってないのですか？

(事務局次長) 親は●●●●みたいで、お母さんが少し手伝っているぐらいですね。

(田中正治委員) 地方でたくさん面積をやっている方はいるんですけども、そういう所は一か所にまとまって、作業しやすいですよ？あちこちにいろいろ持ってて、●●歩で、どうやって肥培管理しているのか、自分では知りたいくらいです。

(事務局次長) でも、草の苦情もないし、現地も見るとうなってある・・・作付けはしてないで、耕耘だけしているような畑は確かにあるんですけども、きれいには管理しているんです。

(谷澤職務代理) まあ、でも、ここはもう●●●の目の前で監視できるので、そこでちょっと様子を見て、状況によっては今後考えていかなきゃいけないのかなと・・・。

(事務局長) なかなか事務局もその辺どうなのかなと分かりにくいところもあるので、ご本人さんに直接聞いてもらったり、うまくいってないようだったら、少し面積減らした方がいいんじゃない？なんていう指導もいいのかな、なんて思います。ただ遊休農地が増えていることも確かなので、それをやっていってくれる、手を挙げてくれる、その意気込みだけでも、うちは今、ありがたいなと・・・耕耘だけになっているかも知れないですけど、耕耘がなくなると草だらけになってしまうので、そういうのもちょっと、どういうふうに・・・

(谷澤職務代理) ただ、とりあえず今は認定農業者だけじゃないですか。そうするとやっぱり・・・大勢の方に認定農業者になってもらえばいいんですけど、もっと他の人に借りてもらった方が・・・

(事務局長) もっと若い方に認定農業者になってもらって、借り手が増えてもらうとありがたいんですけども・・・ちょっと難しいですよ、いろいろ。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは報告事項に移ります。専決の報告について、事務局よりご報告、お願いいたします。

(事務局) はい。それでは平成31年3月の専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、4月25日、木曜日、午後3時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時28分